

提案募集方式による国家戦略特区における規制緩和事項の共同提案

国家戦略特別区域における規制緩和事項のうち、義務付け・枠付けの見直しにより全国展開が可能なものとして、以下の通り2分野の3項目で共同提案を実施します。

提案事項	提案する規制緩和等の内容	共同提案者
病床規制の特例による病床の新設・増床の容認	<p>医療法 30 条の 4 第 6 項の規定に基づき医療法施行令 5 条の 2 で定める基準病床数の算定の特例が認められる事情を、都道府県知事が医療計画を達成するため特に必要と認める場合について、特例措置の対象とすべき。</p> <p>医療法 30 条の 4 第 7 項の規定に基づき同施行令第 5 条の 3 で定める基準病床数の特例が認められる事情についても同じ。</p>	<p>埼玉県、福井県、静岡県、愛知県、奈良県、兵庫県、鳥取県 及び全国知事会</p>
	<p>医療法第 30 条の 4 第 8 項の規定に基づき医療法施行規則 30 条の 32 の 2 第 1 項で定める病床を、参酌すべき基準とし、地域の実情に応じて外国人患者の受け入れ体制を整備できるように条例で基準を定めることができるようにすべき。</p>	<p>埼玉県、福井県、三重県 及び全国知事会</p>
農用地区域内への農家レストランの設置の容認	<p>農家レストランを、農業振興地域の整備に関する法律第 3 条第 4 号及び同法施行規則第 1 条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。</p>	<p>北海道、青森県、山形県、群馬県、埼玉県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、熊本県 及び全国知事会</p>

〔参考〕都道府県において単独に提案される項目

提案事項	提案する規制緩和等の内容	提案者
滞在施設の旅館業法の適用除外	<p>外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業は、旅館業法の適用除外とすべき。</p>	<p>徳島県</p>